

株 主 各 位

札幌市白石区東札幌5条2丁目4番30号
株式会社 **アインホールディングス**
代表取締役社長 大 谷 喜 一

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2021年7月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 札幌市中央区北1条西4丁目
札幌グランドホテル 2階「グランドホール」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第52期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第52期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項
議 案 | 剰余金処分の件 |

以 上

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ainj.co.jp/>）に掲載させていただきます。

【株主総会のお土産に関するお知らせ】

新型コロナウイルスへの感染予防のため、お土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応のお願い

- ・株主様におかれましては、国内外における新型コロナウイルスの感染拡大の状況ならびに株主様ご自身の健康状態等にご留意のうえ、**ご来場を見合わせることをご検討いただき、可能な限り書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。**特に、新型コロナウイルスへの感染により重症化が懸念されるご高齢の株主様、基礎疾患をお持ちの株主様、妊娠されている株主様におかれましては、感染回避を最優先としていただきたく、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・ご来場される株主様におかれましては、**マスクの着用、消毒液の使用等にご協力をお願い申し上げます。**また、体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフよりお声がけさせていただき、入場をお控えいただく場合がございます。
- ・株主総会会場内は、座席間隔を充分にとった配置とさせていただきます。状況によりましては、**ご入場を制限させていただく場合がございます。**
- ・新型コロナウイルスへの感染予防のため、**お土産の配布を取りやめさせていただきます。**何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.ainj.co.jp/>) においてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権の行使に関する事項

- (1) 書面（郵送）による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年7月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2021年7月28日（水曜日）午後6時までにインターネットにより議決権を行使してください。
- (3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (4) 当日ご出席される場合
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

2. 議決権行使コード（ID）及びパスワード入力による方法

- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記 URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、初ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 議決権の行使期限は2021年7月28日（水曜日）午後6時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面（郵送）による議決権行使とインターネットによる議決権行使の双方により行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】
フリーダイヤル 0120-768-524（平日 9：00～21：00）

（注）「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

以上

（ご参考）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金55円 総額1,948,502,655円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年7月30日

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続いており、依然として先行きは不透明な状況となっております。

このような経済情勢のもと、当社グループは、調剤薬局の新規出店及びM&Aによる事業拡大をはじめ、コスメ&ドラッグストア事業を推進し、グループの事業規模及び収益拡大に努めてまいりました。また、店舗においては、患者様・お客様に安心してご利用いただくべく、感染予防策を徹底するとともに、従業員に対しても感染予防策の実施を徹底することにより、継続的な医療・小売サービスの提供に努めてまいりました。

2020年10月には、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向け、「サステナビリティ委員会」を設置し、同年12月には当社グループが取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を特定しました。人々の健康や美に貢献する事業を通じ、企業としての持続的な成長と、社会・環境・経済価値を創出し、サステナビリティ経営の実現に努めてまいります。

ファーマシー事業においては、同年9月、段階的に施行されている「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（改正薬機法）において、一定のルールの下、全国でオンライン服薬指導が可能となりました。これらを受け、調剤薬局全店においてオンライン服薬指導の対応体制を整えました。更に、今後の医薬品受け取りニーズの多様化に備え、ドローンや自動配送ロボットによる医薬品の配送、当日配送のスキーム構築、宅配ロッカーの活用等の実証を積極的に行ってまいりました。

また、当社グループでは、引き続き「かかりつけ薬剤師・薬局」としての機能を発揮するべく、地域医療連携、お薬手帳等を活用した薬剤に関する情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導の強化を行うとともに、オンライン服薬指導、在宅医療への対応、専門薬剤師の育成を通じ、患者様が住み慣れた地域で安心して医療を受けられるよう取り組んでおります。

営業開発においては、大型薬局の積極的な出店とM&A基準の引き上げに加え、小規模店舗の撤退を出店戦略とし、さらなる事業規模の拡大と店舗運営の効率化を推進しております。

新型コロナウイルス感染症の影響による長期処方増加により処方箋単価が上昇する一方で、処方箋枚数は減少したこと、店舗運営の効率化を目的とし前期64店舗閉店・事業譲渡した影響もあり、減収となりましたが、現在、処方箋枚数については回復傾向にあります。

当連結会計年度の出店状況は、M&Aを含め、グループ全体で合計29店舗を出店し、18店舗の閉店、34店舗の事業譲渡により、当社グループにおける薬局総数は1,065店舗となりました。

リテール事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、依然として厳しい市場環境が続いております。

当社グループでは、コスメ&ドラッグストア「アインズ&トルペ」の継続的な出店に加え、各店舗の特徴に応じた戦略的な売り場づくりを行ってまいりました。また、「アインズ&トルペ公式アプリ」に加え、同年5月に「AINZ&TULPE WEBSTORE 公式ECサイト」を開始し、顧客の利便性ならびにサービスの向上を図ってまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、多くの店舗において営業時間の短縮、臨時休業を行った影響により、減収減益となりました。

当連結会計年度の出店状況は、11店舗を出店し、5店舗を閉店したこと、コスメ&ドラッグストア総数は69店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は2,973億5百万円（前期比1.6%増）となり、経常利益は126億4千9百万円（同24.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は66億9千7百万円（同27.0%減）となりました。

また、グループ店舗総数は1,134店舗となりました。

② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、63億9百万円であり、その主要なものは次のとおりであります。

イ. 有形固定資産（店舗設備他） 40億8千9百万円

ロ. 敷金・保証金 22億1千9百万円

なお、記載すべき重要な資金調達はありません。

③ 他の会社の株式等の取得またはその他企業再編の状況

当社及び当社連結子会社である株式会社アインファーマシーズは、当連結会計年度において調剤薬局事業会社8社を株式取得により子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第49期 (2018年4月期)	第50期 (2019年4月期)	第51期 (2020年4月期)	第52期 (当連結会計年度) (2021年4月期)
売上高(百万円)	268,385	275,596	292,615	297,305
経常利益(百万円)	20,129	16,637	16,822	12,649
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	10,567	9,029	9,179	6,697
1株当たり当期純利益(円)	310.08	254.87	259.11	189.04
総資産(百万円)	183,380	189,021	193,451	203,662
純資産(百万円)	96,733	103,922	111,003	115,837

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第50期の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第49期連結会計年度の総資産の金額は組み替え後の金額で表示しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
株式会社インファーマシーズ	100	100.0	調剤薬局及びコスメ&ドラッグストアの経営
株 式 会 社 ダ イ チ ク	10	100.0	調剤薬局の経営
株 式 会 社 あ さ ひ 調 剤	10	100.0	調剤薬局の経営
株式会社西日本ファーマシー	10	100.0	調剤薬局の経営
株 式 会 社 葵 調 剤	40	100.0	調剤薬局の経営
株式会社コム・メディカル	3	100.0	調剤薬局の経営
株 式 会 社 ア イ ン 信 州	10	100.0	調剤薬局の経営
株式会社ホールセールスターズ	50	100.0	医薬品等の販売
株式会社メディウエル	208	91.3	医療コンサルティング

- (注) 1. 当社の議決権比率は直接所有比率であります。
2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社9社を含め、計39社であります。
3. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

② その他

重要な業務提携の状況

相手先	契約内容
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	調剤薬局及びコスメ&ドラッグストア事業における、店舗・販売・商品開発に関する提携契約

(4) 対処すべき課題

ファーマシー事業は、医薬分業のあり方が広く議論されるなか、より質の高い患者サービスの提供を通じ「かかりつけ薬剤師・薬局」としての地域医療貢献が求められており、調剤薬局の役割と責任は更に大きいものとなっています。

当社グループは、「考える薬局プロジェクト」による既存薬局の業務改善、薬剤師の採用・教育研修の充実及び設備投資等による薬局機能の向上、子会社の株式会社ホールセールスターズを中心としたジェネリック医薬品の使用促進、更には在宅医療への積極的な参画を通じ「かかりつけ薬剤師・薬局」として質の高い医療提供に努めてまいります。

また、新規出店・M&A等による事業規模の拡大を推し進め、スケールメリットを最大限に活用した事業戦略を継続いたします。

リテール事業は、集客力が確実に見込める好立地への新規出店を更に加速し、「アイズ&トルペ」のブランド力向上を推進するとともに、収益に関してファーマシー事業と両輪の位置づけとなるべく、拡大のための投資を推進いたします。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に際しては、感染の拡大防止策の徹底を最優先事項としたうえで、当社グループが果たすべき調剤業務の継続等の社会的責任をまっとうすべく、事業継続計画書（BCP：Business Continuity Plan）に沿って対応を行っており、今後も緊急事態が発生した際には、BCPに基づいた迅速かつ適切な対応を行ってまいります。

以上のとおり、当社グループは、全社一丸となり株主の皆様のご期待に沿えるよう努力してまいりますので、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2021年4月30日現在）

① ファーマシー事業部門

医療機関から処方箋を交付された患者に対して、処方箋調剤を行う保険薬局事業

② リテール事業部門

一般消費者に対して、医薬品、化粧品、家庭雑貨等の販売を行うコスメ&ドラッグストア事業

(6) 主要な事業所 (2021年4月30日現在)

当社本社 札幌市白石区東札幌5条2丁目4番30号

当社東京オフィス 東京都渋谷区代々木2丁目1番5号

なお、当社グループ店舗の分布状況(地区及び店舗数)は次のとおりであります。

都道府県別	ファーマシー事業	リテール事業	都道府県別	ファーマシー事業	リテール事業
北海道	104店舗	18店舗	三重県	4店舗	-
青森県	13店舗	-	滋賀県	2店舗	-
岩手県	18店舗	-	京都府	29店舗	1店舗
宮城県	48店舗	3店舗	大阪府	58店舗	4店舗
秋田県	10店舗	-	兵庫県	29店舗	-
山形県	41店舗	-	奈良県	3店舗	-
福島県	37店舗	-	和歌山県	2店舗	-
茨城県	68店舗	-	鳥取県	11店舗	-
栃木県	10店舗	1店舗	島根県	4店舗	-
群馬県	15店舗	-	岡山県	8店舗	1店舗
埼玉県	79店舗	5店舗	広島県	12店舗	-
千葉県	29店舗	3店舗	山口県	4店舗	1店舗
東京都	86店舗	19店舗	徳島県	5店舗	-
神奈川県	40店舗	8店舗	香川県	28店舗	-
新潟県	51店舗	-	愛媛県	6店舗	-
富山県	18店舗	-	高知県	11店舗	-
石川県	4店舗	-	福岡県	9店舗	1店舗
福井県	3店舗	-	長崎県	5店舗	-
山梨県	2店舗	-	熊本県	4店舗	1店舗
長野県	53店舗	-	大分県	5店舗	-
岐阜県	4店舗	-	宮崎県	3店舗	-
静岡県	48店舗	-	鹿児島県	1店舗	-
愛知県	25店舗	3店舗	沖縄県	16店舗	-
			合計	1,065店舗	69店舗

(7) 従業員の状況 (2021年4月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
ファーマシー事業	7,897 (1,308) 名	521 (△215) 名
リテール事業	750 (1,262) 名	76 (△217) 名
全社 (共通)	372 (50) 名	16 (7) 名
合計	9,019 (2,620) 名	613 (△425) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
156 (34) 名	5 (3) 名	41.7歳	10.6年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年4月30日現在)

主要な借入先はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年4月30日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 44,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 35,428,212株 |
| ③ 株主数 | 9,937名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
大 谷 喜 一	3,238	9.14
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	2,750	7.76
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,215	6.25
株 式 会 社 北 洋 銀 行	1,758	4.96
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 退 職 給 付 信 託 丸 紅 口	1,594	4.50
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	1,472	4.15
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,275	3.60
THE BANK OF NEW YORK M E L L O N 1 4 0 0 4 4	776	2.19
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 1 0 3	661	1.87
農 林 中 央 金 庫	600	1.69

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (891株) を控除して計算しております。
2. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 丸紅口の所有株式は、丸紅株式会社が退職給付信託として拠出したものであります。
3. 2020年12月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書 (変更報告書) において、スプラウスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッドが2020年12月11日現在で2,154千株 (株式保有割合 6.08%) の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができまませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。
4. 2021年4月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書 (変更報告書) において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者5社が2021年3月29日現在で2,495千株 (株式保有割合 7.04%) の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができまませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年4月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 谷 喜 一	
代表取締役専務	櫻 井 正 人	
代表取締役専務	首 藤 正 一	開発統括管掌 一般社団法人日本保険業局協会 (NPhA) 会長
代表取締役専務	水 島 利 英	運営統括、業務サポート及びデジタル推進管掌
常 務 取 締 役	大 石 美 也	医薬運営統括管掌 株式会社インファーマシーズ代表取締役社長
取 締 役	木 明 理 絵 子	人事管掌 株式会社アユララボラトリーズ代表取締役社長
取 締 役	淡 路 英 広	株式会社インファーマシーズ専務取締役 医薬事業部長 兼 西日本統括
取 締 役	酒 井 雅 人	株式会社あさひ調剤代表取締役社長 株式会社インファーマシーズ取締役 開発統括本部長兼グループ連携部長
取 締 役	森 洸	
取 締 役	濱 田 康 行	公益財団法人はまなす財団理事長
取 締 役	遠 藤 典 子	学校法人慶應義塾大学グローバルリサーチ インスティテュート特任教授 株式会社NTTドコモ社外取締役 阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社バルクホールディングス社外取締役 テックポイント・インク社外取締役
取 締 役	伊 藤 順 朗	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 取締役 常務執行役員 経営推進本部長
常 勤 監 査 役	川 村 幸 一	
監 査 役	居 林 彬	
監 査 役	村 松 修	株式会社エグゼクティブ・パートナーズ会長 株式会社あさひ調剤監査役

- (注) 1. 取締役森洸、濱田康行、遠藤典子及び伊藤順朗の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役居林彬及び村松修の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役川村幸一氏は、当社の総務部長として2003年5月から2012年5月まで在職し、また、2000年4月から2003年4月まで株式会社アインメディカルシステムズの経理部長、2005年4月から2012年7月までは同社の監査役として、決算手続、財務諸表の作成または監査業務等に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役酒井雅人氏は、2021年4月30日付で、株式会社あさひ調剤の取締役及び代表取締役社長を辞任しております。

5. 取締役遠藤典子氏は、2021年3月24日付でテックポイント・インク社外取締役就任、2021年6月25日付でジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社社外取締役就任及び2021年6月29日付で株式会社バルクホールディングス社外取締役を退任しております。
6. 当社は、取締役森洗、濱田康行、遠藤典子、伊藤順朗、監査役居林彬及び村松修の6氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で契約し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社（孫会社含む）の取締役、監査役、管理職・監督者の地位にある従業員等及びその相続人等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年1月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等に内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の指名・報酬等諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、月額報酬と賞与により構成し、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系とする。

b. 金銭報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

金銭報酬（業績連動報酬及び非金銭報酬等のいずれでもないもの）は、月額固定の「基本報酬」とし、役位、職責、在任年数、従業員の賃金とのバランス、同業他社の動向や過去の支給実績等を総合的に勘案の上、支給する。

- c. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及びその額又は数の算定方法の決定に関する方針及び非金銭報酬等の内容及びその額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、「賞与」として毎年一定の時期に支給する金銭報酬とし、各期の連結営業利益をベースに考慮した従業員の賞与とのバランス、同業他社の動向や過去の支給実績等を総合的に勘案して支給し、非金銭報酬等は、現時点では導入していません。

今後、株主をはじめとするステークホルダーからの要請や同業他社の動向等を注視し、短期から中長期的な業績に連動したインセンティブはどうあるべきか、指名・報酬等諮問委員会において適宜検討してまいります。

- d. 報酬等の種類毎の構成割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬は、月額固定の「基本報酬」、業績連動報酬の「賞与」により構成し、その構成割合は、役位、職責、在任年数、従業員とのバランス、同業他社の動向や過去の支給実績等を総合的に勘案の上、決定する。

なお、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、「基本報酬」のみとする。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

個人別の報酬額については、指名・報酬等諮問委員会で報酬の種類及び金額の範囲を決定の上、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長に一任する。

指名・報酬等諮問委員会は、取締役の報酬決定に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化することを目的として、過半数の委員を独立社外役員で構成し、取締役の報酬等に関する事項は、上記方針に基づき決定する。上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該決定の内容に従って個人別報酬を決定する。

- f. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長大谷喜一に対し各取締役の基本報酬及び業績連動報酬等について、個人別の具体的な報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには最も適している地位にあるからです。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬等諮問委員会から答申をうけた金額の範囲内において決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	194 (18)	165 (18)	28 (-)	- (-)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	19 (12)	19 (12)	0 (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	213 (30)	185 (30)	28 (-)	- (-)	12 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年7月30日開催の第44回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、従業員分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1991年7月30日開催の第22回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
4. 上記の業績連動報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額11百万円（取締役6名に対し11百万円、社外取締役及び監査役は該当なし。）が含まれております。賞与は、各期の連結営業利益をベースに考慮した従業員の賞与とのバランス、同業他社の動向や過去の支給実績等を総合的に勘案して、指名・報酬等諮問委員会から答申をうけた金額の範囲内において支給しております。
5. 期間対象となる取締役の員数は12名ですが、無支給者が3名いるため支給人数と相違しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役濱田康行氏は公益財団法人はまなす財団理事長を兼務しております。当社と同財団には特別の関係はありません。
- ・取締役遠藤典子氏は学校法人慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート特任教授、株式会社NTTドコモ社外取締役、阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役、株式会社バルクホールディングス社外取締役及びテックポイント・インク社外取締役を兼務しております。当社と同法人及び各社とは特別の関係はありません。

- ・取締役伊藤順朗氏は株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役常務執行役員 経営推進本部長を兼務しております。
株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、当社の大株主であり、同社の子会社である株式会社イトーヨーカ堂と当社子会社は、賃貸借の取引があります。
 - ・監査役村松修氏は株式会社エグゼクティブ・パートナーズ会長及び株式会社あさひ調剤監査役を兼務しております。
当社と株式会社エグゼクティブ・パートナーズには特別の関係はありません。株式会社あさひ調剤は当社子会社であります。
- ロ. 社外役員が当社の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

ハ、当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	森 洸	当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席し、大手商社経営者として、幅広い経験、見識等に基づき、当社の経営戦略その他議案審議等に多角的な立場から適切な発言を行っております。当事業年度に開催された2回の指名・報酬等諮問委員会では、役員の育成・報酬額の範囲の審議に携わり、当社のコーポレートガバナンスの適切な監督をしております。
取締役	濱田 康行	当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席しております。学識経験者としての、特に経済・金融分野における専門的知識・経験等に基づき、当社の経営戦略その他議案審議等に多角的な立場から適切な発言を行っております。当事業年度に開催された2回の指名・報酬等諮問委員会では、役員の育成・報酬額の範囲の審議に携わり、当社のコーポレートガバナンスの適切な監督をしております。
取締役	遠藤 典子	当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席し、経済誌編集及び公共政策研究による豊富な知見・経験に加え、国内外の市場調査に関する知識等に基づき、当社の経営戦略その他議案審議等に多角的な立場から適切な発言を行っております。
取締役	伊藤 順朗	当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席し、大手小売業におけるESG（環境・社会・ガバナンス）に関する幅広い知見並びに企業体におけるグループ関係会社管掌としての経験等に基づき、当社の経営戦略その他議案審議等に多角的な立場から適切な発言を行っております。
監査役	居林 彬	当事業年度に開催された取締役会11回及び監査役会13回の全てに出席しております。取締役会及び監査役会において、金融機関出身者としての専門的知識、経験から、必要な発言を行っております。
監査役	村松 修	当事業年度に開催された取締役会11回及び監査役会13回の全てに出席しております。取締役会及び監査役会において、大手証券出身者としての専門的知識、経験から、必要な発言を行っております。当事業年度に開催された2回の指名・報酬等諮問委員会では、役員の育成・報酬額の範囲の審議に携わり、当社のコーポレートガバナンスの適切な監督をしております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合には、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、法令、定款及び取締役会規則の定めるところにより、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

- ・当社グループは、取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、執行役員制度の採用による執行機能と監督機能の分離及び独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行っております。
- ・当社グループの役員及び従業員（以下、「役職員」という）は、グループ行動指針に基づき、法令及び定款等の遵守はもとより、人々の健康に携わる業務に従事していることを常に認識し、良識と倫理観をもった企業活動に努めております。
- ・当社は、当社グループにおける法令、定款及び社内諸規則に適合した職務の執行及びコンプライアンス向上のため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係るグループ全社の管理を行っております。
- ・当社グループは、法令違反その他コンプライアンスに係る問題の早期発見、是正を図るため、外部の委託会社へ直接通報できる、「コンプライアンス ホットライン」を整備しております。
- ・当社グループは、「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、適宜適切な情報開示に努め、インサイダー取引を防止する体制を整備しております。
- ・監査役は、独立の機関として内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務の執行を監査しております。
- ・内部監査室は、業務執行組織から独立した視点で、当社グループの役職員の法令及び定款等に係る遵守状況についての監査を実施しております。
- ・当社グループは、グループ行動指針において、反社会的勢力とは一切の関係を持たない旨を宣言し、「反社会的勢力対策規程」を定め、警察、顧問弁護士等と連携し組織的に反社会的勢力との関与遮断に取り組んでおります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は「文書取扱規程」に従い、取締役及び監査役が必要に応じ閲覧可能な状態で、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う体制としております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」及び「リスクマネジメントガイドライン」を策定し、リスクカテゴリーごとの担当部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しております。
 - ・ 当社は、全社のリスクを統括する部署として総務部リスク管理課を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を統括管理しております。
 - ・ 当社グループのリスク管理の運用状況は、内部監査室が実地監査において遵守状況及び有効性について検査を行っております。
 - ・ 当社は、危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、グループの「事業継続計画（BCP）」を策定し、当社グループの全役職員に周知徹底しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社グループの取締役の職務の執行については、「業務分掌規程」に従い、各取締役が自己の分掌範囲について責任を持って行います。なお、その運営状況は、内部監査室及び監査役会が点検を行う体制としております。
 - ・ 当社は、グループの経営計画を策定し、当該計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の経営目標及び予算配分等を定めております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・ 当社は、企業集団としての業務の適正を確保するため、各子会社に対し「関係会社管理規程」を適用し、子会社における経営上の重要な意思決定事項（発生事実を含む）等について、当社への定期的な報告を義務づけております。
 - ・ 当社は、当社及び当社子会社の取締役が出席するグループ経営会議を定期的に開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当該会議における報告を義務づけております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ・ 当社は、監査役が職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、監査役補助者として適切な者を任命することとしております。
- ⑦ 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役 of 職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 当社は、前項の従業員の取締役からの独立性を確保するため、当該従業員の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役に報告し意見を求めることとしております。
 - ・ 当社は、「監査役監査基準」において、監査役の補助従業員に対する指揮命令権に関して明記しております。
- ⑧ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- ・ 当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制
取締役は、業務執行の中で会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を監査役に報告する体制としております。
内部監査室は、その業務執行を定期的に監査役に報告する体制としております。
監査役は、その職務を遂行するために必要と判断したときは、監査役または従業員に報告を求めることとしております。
 - ・ 子会社の取締役・監査役等及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
当社グループの役職員は、当社監査役から職務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととしております。
当社グループの役職員は、業務執行の中で会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を監査役に報告を行うこととしております。
内部監査室は、その業務執行を定期的に監査役に報告することとしております。
内部通報制度の担当部署である総務部は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に報告することとしております。

- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理等の請求をしたときは、「監査役監査基準」に基づき、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
監査役会が、監査役が職務の遂行のために弁護士及び公認会計士等の外部専門家を求めた場合、当社はその費用を負担することとしております。
監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、予め予算を計上することとしております。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役職務の遂行のために、監査役が弁護士及び公認会計士等の外部専門家との連携が必要と判断した場合は、これを求めることとしております。
- ⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- イ. コンプライアンスに関する取り組み
- 社内研修や会議体を通じて、従業員に対しコンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
- また、外部の委託会社へ直接通報できる、「コンプライアンス ホットライン」の運用を継続しており、定期的に監査役に報告しております。
- ロ. リスクマネジメントに関する取り組み
- 「リスク管理規程」及び「リスクマネジメントガイドライン」に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しており、その運用状況を内部監査室の実地監査において検査しております。

ハ、取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を11回開催しており、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行っております。

また、社外取締役を継続的に選任することで、監督機能を維持しております。

ニ、監査役の職務執行について

当事業年度において、監査役会を13回開催しており、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査しております。

また、内部監査室の業務執行状況の確認及び公認会計士等の外部専門家と連携することにより、監査の実効性を維持しております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付け（または買収提案）に対しては、当該買付者の事業内容、計画及び過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買付けに係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また、当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題として捉え、業績に応じた成果の配分を行うとともに、これを安定的に継続することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき当期の利益状況と今後の事業展開等を総合的に勘案し、1株当たり55円の配当を行う予定です。

この結果、配当性向は29.1%（連結）となります。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化、新規出店及び今後の事業展開に備え、これを将来の利益還元に資するために有効活用してまいります。また、自己株式の取得等につきましては、資本効率の改善及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

連結貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	96,398	流動負債	74,160
現金及び預金	55,271	買掛金	46,758
受取手形及び売掛金	13,475	短期借入金	3,670
商 品	14,018	未払法人税等	2,157
貯 蔵 品	266	預 り 金	13,979
短期貸付金	144	賞与引当金	2,594
未 収 入 金	9,284	役員賞与引当金	16
その他の流動資産	3,936	ポイント引当金	461
		その他の流動負債	4,522
固定資産	107,264	固定負債	13,664
有形固定資産	30,229	長期借入金	8,297
建物及び構築物	16,270	リース債務	37
土 地	10,390	退職給付に係る負債	3,329
建設仮勘定	638	その他の固定負債	2,000
その他の有形固定資産	2,930	負債合計	87,825
無形固定資産	42,666	純 資 産 の 部	
の れ ん	39,057	株 主 資 本	115,899
その他の無形固定資産	3,609	資 本 金	21,894
投資その他の資産	34,368	資 本 剰 余 金	20,500
投資有価証券	2,697	利 益 剰 余 金	73,506
長期貸付金	422	自 己 株 式	△3
繰延税金資産	4,415	その他の包括利益累計額	△141
退職給付に係る資産	60	その他有価証券評価差額金	△12
敷金及び保証金	20,319	退職給付に係る調整累計額	△128
その他の投資その他の資産	8,198	非支配株主持分	78
貸倒引当金	△1,743	純 資 産 合 計	115,837
資 産 合 計	203,662	負債純資産合計	203,662

連結損益計算書

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	297,305
売上原価	251,150
売上総利益	46,155
販売費及び一般管理費	35,222
営業利益	10,932
営業外収益	2,308
受取利息	38
受取配当金	44
受取手数料	18
その他	2,207
営業外費用	590
支払利息	44
その他	546
経常利益	12,649
特別利益	624
事業譲渡益	408
子会社株式売却益	111
その他	104
特別損失	1,506
固定資産除売却損	410
減損損	804
その他	291
税金等調整前当期純利益	11,767
法人税、住民税及び事業税	5,251
法人税等調整額	△172
当期純利益	6,687
非支配株主に帰属する当期純損失	9
親会社株主に帰属する当期純利益	6,697

連結株主資本等変動計算書

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年5月1日期首残高	21,894	20,500	68,758	△2	111,151
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,948		△1,948
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			6,697		6,697
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	4,748	△1	4,747
2021年4月30日期末残高	21,894	20,500	73,506	△3	115,899

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2020年5月1日期首残高	△77	△159	△236	88	111,003
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△1,948
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					6,697
自 己 株 式 の 取 得					△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	64	31	95	△9	85
連結会計年度中の変動額合計	64	31	95	△9	4,833
2021年4月30日期末残高	△12	△128	△141	78	115,837

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 39社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社インファーマシーズ
株式会社ダイチク
株式会社あさひ調剤
株式会社西日本ファーマシー
株式会社葵調剤
株式会社コム・メディカル
株式会社アイン信州
株式会社ホールセールスターズ
株式会社メディウェル
株式会社アユーララボラトリーズ
D A Z Z S H O P 株式会社
ほか調剤薬局事業会社28社

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 主要な非連結子会社はありません。
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
- ・ 主要な会社等の名称 株式会社エス・ケー・ファーマシー

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 主要な非連結子会社及び関連会社はありません。
- ・ 持分法を適用しない理由 各社は、小規模であり、連結純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度において株式取得により連結子会社となりました調剤薬局事業会社8社を当連結会計年度から連結の範囲に加えております。

また、子会社間の合併により調剤薬局事業会社21社ほか1社が消滅、株式売却により調剤薬局以外の事業会社1社を連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用範囲の変更

当連結会計年度から株式会社エス・ケー・ファーマシーを持分法適用の関連会社を含めております。これは、当連結会計年度中に当社が新たに株式会社エス・ケー・ファーマシー株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社を含めることとしたものであります。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社インファーマシーズ、株式会社メディウェル及び株式会社アユーララボラトリーズの決算日は4月30日であります。また、調剤薬局事業会社に、1月31日決算が1社、2月末日決算が2社、5月31日決算が2社、7月31日決算が1社、9月30日決算が1社、その他連結子会社の決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在または本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品 主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・調剤薬品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・貯蔵品 最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

- （リース資産を除く） 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）

ロ. 無形固定資産

- （リース資産を除く） 定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法）

- ハ、リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ニ、長期前払費用
定額法
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ、貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念先債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ、賞与引当金
従業員に支給する賞与に充当するため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ、役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ニ、ポイント引当金
販売促進を目的として、顧客に付与された購買ポイントの使用に備えるため、過去の使用率に基づき、将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ、退職給付に係る負債の計上基準
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の「退職給付に係る調整累計額」に計上しております。
- ロ、のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、投資効果の発現する期間を見積もり、5～20年間の均等償却を行っております。

ハ、消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税等については、当連結会計年度の費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の投資その他の資産」に計上し、均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれんの減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科 目 名	金 額
のれん	39,057百万円
減損損失（のれんに係る）	221百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、買収時に見込んだ超過収益力をその対象会社ののれんとして認識しており、当該対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。

各資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られるのれんの残存償却年数に対応する割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識し、将来キャッシュ・フローの割引現在価値により使用価値を算定して、帳簿価額を当該使用価値まで減額し、減損損失を計上しております。

ロ. 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、取締役会によって承認された予算、買収時の営業利益予測を基礎に作成された計画値に基づいて行われ、主としてファーマシー事業について処方箋枚数と処方箋単価を主要な仮定としております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響について、翌連結会計年度以降収束に向かい、以後業績が堅調に推移するとの前提を置いて判断しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、予想値との乖離が生じる可能性があります。予想値との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

(2) 固定資産（のれん除く）の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科 目 名	金 額
有形固定資産	30,229百万円
無形固定資産（のれん除く）	3,609百万円
減損損失（同上）	583百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位ごとに資産のグルーピングを行っております。営業活動から生ずる利益が継続してマイナスとなっている店舗、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化が生じている店舗及び遊休資産で時価が著しく下落している資産グループを減損の兆候としております。

各資産又は資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

ロ. 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、取締役会によって承認された予算に基づき作成され、ファーマシー事業について処方箋枚数と処方箋単価を、リテール事業について顧客数、商品構成及び客単価を主要な仮定としております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響について、翌連結会計年度以降収束に向かい、以後業績が堅調に推移するとの前提を置いて判断しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、予想値との乖離が生じる可能性があります。予想値との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 23,378百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	35,428千株	一千株	一千株	35,428千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	0千株	0千株	一千株	0千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2020年7月30日開催の第51回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,948百万円
- ・1株当たり配当額 55円
- ・基準日 2020年4月30日
- ・効力発生日 2020年7月31日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2021年7月29日開催の第52回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 1,948百万円
- ・1株当たり配当額 55円
- ・基準日 2021年4月30日
- ・効力発生日 2021年7月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、調剤薬局及びコスメ&ドラッグストアの outlet 及び M&A により、事業拡大を推進しております。

出店に必要な資金は、主に営業キャッシュ・フローの範囲で調達しておりますが、M&A 資金等臨時的な資金を確保するため、銀行借入のほか必要に応じて公募増資等により調達し、流動性の高い金融資産により運用しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、そのほとんどが国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に対する調剤報酬債権であるため、また、未収入金は、そのほとんどが短期間のうちに回収されるため、留意すべきリスク等はありません。

投資有価証券は、そのほとんどが満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主として調剤薬局及びコスメ&ドラッグストアの賃貸人に対する預託金であり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び負債のその他に含まれるファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社の主要な営業債権は、国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に対する調剤報酬債権であるため、また、未収入金は、そのほとんどが短期間に回収されるため、当該リスクに係る特段の管理は行っておりません。

貸付及び満期保有目的の債券は、貸付金運用基準及び有価証券運用基準に基づき、運用先、運用額等を社内検討の上、慎重に決定しており、また、運用開始後においては運用先の状況を定期的にモニタリングすることにより、回収懸念の早期把握及び低減を図っております。

敷金及び保証金は、契約時及び定期的な信用調査等による与信管理を行い、約定不履行等のリスクを管理しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、長期借入金を主体とした借入を行っております。

投資有価証券については、非上場の発行会社については、定期的に財務状況等を把握し、上場会社については、市況及び取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、年間設備投資予算を基礎とした資金繰計画を作成し、毎月実績及び予定を更新することにより、流動性リスクを管理しております。

また、M&A等による臨時的資金需要についても機動的に対応するため、一定の流動性水準を確保することとしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	55,271	55,271	—
(2) 受取手形及び売掛金	13,475	13,475	—
(3) 未収入金	9,284	9,284	—
(4) 投資有価証券	855	853	△2
(5) 敷金及び保証金	20,319		
貸倒引当金(※)	△54		
	20,265	20,036	△229
資産計	99,152	98,921	△231
(1) 買掛金	46,758	46,758	—
(2) 短期借入金（1年内返済予定 の長期借入金を含む）	3,670	3,671	1
(3) 預り金	13,979	13,979	—
(4) 長期借入金	8,297	8,284	△12
負債計	72,705	72,694	△10

(※) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 未収入金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 投資有価証券

株式は取引所の価格を時価としており、債券は取引金融機関から提示された価格または約定期間に基づく返還額に対し、与信管理上の信用リスクを加味し、適切な利率を割り引いた現在価値を時価としております。

(5) 敷金及び保証金

約定期間に基づく返還額に対し、与信管理上の信用リスクを加味し、適切な利率で割り引いた現在価値を時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 預り金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。ただし、短期借入金に含まれる1年内返済予定の長期借入金については、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引く方法により、時価を算定しております。

(4) 長期借入金

同様の新規借入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引く方法により、時価を算定しております。

(注) 2. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額1,841百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「資産(4) 投資有価証券」には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,267円49銭
(2) 1株当たり当期純利益	189円04銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2021年6月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の改善及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式の取得を行います。

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得対象株式の種類	当社普通株式
② 取得し得る株式の総数	200,000株(上限)
③ 株式の取得価額の総額	1,400百万円(上限)
④ 取得期間	2021年6月8日～2021年9月30日
⑤ 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3)による買付け

(3) 取得結果

上記決議に基づき、2021年6月8日に当社普通株式200,000株(取得価額1,400,000,000円)を取得し、当該決議に基づく自己株式の取得を終了しました。

貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	60,867	流 動 負 債	50,714
現金及び預金	41,647	短期借入金	46,062
貯 蔵 品	0	一年内返済予定の長期借入金	3,642
前 払 費 用	552	未 払 金	726
短期貸付金	16,757	未払法人税等	88
未 収 入 金	1,897	賞与引当金	67
その他の流動資産	12	役員賞与引当金	11
		その他の流動負債	114
固 定 資 産	75,557	固 定 負 債	8,452
有 形 固 定 資 産	1,345	長期借入金	8,156
建物及び構築物	901	退職給付引当金	18
工具、器具及び備品	67	その他の固定負債	276
土 地	376		
その他の有形固定資産	0	負 債 合 計	59,166
無 形 固 定 資 産	1,716	純 資 産 の 部	
商 標 権	225	株 主 資 本	77,279
ソフトウェア	1,010	資 本 金	21,894
その他の無形固定資産	480	資 本 剰 余 金	22,006
投資その他の資産	72,495	資 本 準 備 金	20,084
投資有価証券	1,940	その他資本剰余金	1,921
関係会社株式	64,619	利 益 剰 余 金	33,381
繰延税金資産	1,197	その他利益剰余金	33,381
敷金及び保証金	4,023	別 途 積 立 金	3,200
その他の投資その他の資産	714	繰越利益剰余金	30,181
		自 己 株 式	△3
		評価・換算差額等	△21
		その他有価証券評価差額金	△21
		純 資 産 合 計	77,257
資 産 合 計	136,424	負債純資産合計	136,424

損 益 計 算 書

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	11,587
売 上 総 利 益	11,587
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,582
営 業 利 益	6,005
営 業 外 収 益	596
営 業 外 費 用	314
支 払 利 息	134
そ の 他	179
経 常 利 益	6,287
特 別 利 益	17
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15
そ の 他	1
特 別 損 失	42
固 定 資 産 除 売 却 損	35
そ の 他	7
税 引 前 当 期 純 利 益	6,262
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	101
法 人 税 等 調 整 額	60
当 期 純 利 益	6,099

株主資本等変動計算書

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2020年5月1日期首残高	21,894	20,084	1,921	22,006	3,200	26,031	29,231	△2	73,130
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△1,948	△1,948		△1,948
当期純利益						6,099	6,099		6,099
自己株式の取得								△1	△1
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	4,150	4,150	△1	4,149
2021年4月30日期末残高	21,894	20,084	1,921	22,006	3,200	30,181	33,381	△3	77,279

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年5月1日期首残高	△82	△82	73,047
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,948
当期純利益			6,099
自己株式の取得			△1
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）	60	60	60
事業年度中の変動額合計	60	60	4,210
2021年4月30日期末残高	△21	△21	77,257

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
 - ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・貯蔵品 最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）
 - ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - ④ 長期前払費用 定額法
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念先債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充当するため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
 - ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定率法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の投資その他の資産」に計上し、均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科 目 名	金 額
関係会社株式	64,619百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社は、市場価格のない関係会社株式について、超過収益力を反映した実質価額で取得しております。このため、買収先の財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で取得したものについて、当初の超過収益力が減少し、実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合で、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、実質価額まで減損処理する方針としております。

なお、超過収益力については、買収時の営業利益予測を基礎に作成された計画値の達成状況等を把握することにより、当初見込んだ超過収益力を反映した実質価額が取得原価に比べ著しく低下していないかを判断しております。

ロ. 主要な仮定

関係会社株式の評価は、買収時の営業利益予測を基礎に作成された計画値に基づいて行われ、主としてファーマシー事業について処方箋枚数と処方箋単価を当該計画値の主要な仮定としております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響について、翌事業年度以降収束に向かい、以後業績が堅調に推移するとの前提を置いて判断しております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、予期せぬ事象が発生した場合や事業計画の見直し等の事象が発生した場合、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	832百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	17,478百万円
② 短期金銭債務	46,244百万円
③ 長期金銭債務	69百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	11,587百万円
② 販売費及び一般管理費	2百万円
③ 営業取引以外の取引高	412百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	0千株	0千株	一千株	0千株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減損損失	253百万円
賞与引当金限度超過	20百万円
退職給付引当金限度超過	5百万円
会社分割に係る関係会社株式	1,123百万円
その他	123百万円
繰延税金資産小計	1,527百万円
評価性引当額	△284百万円
繰延税金資産合計	1,243百万円

(繰延税金負債)

除去費用資産	4百万円
前払年金費用	37百万円
その他	4百万円
繰延税金負債合計	45百万円
差引：繰延税金資産純額	1,197百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(3) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 インファーマシーズ	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注) 1.	3,169	—	—
				資金の貸付 (注) 2. 3.	3,056	短期貸付金	15,921
				受取利息 (注) 2. 3.	64	—	—
子会社	株式会社あさひ調剤	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注) 1.	343	未収入金	100
				資金の借入 (注) 2. 3.	579	短期借入金	16,321
				利息の支払 (注) 2. 3.	39	—	—
子会社	株式会社 ホールセールスターズ	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注) 1.	1,439	—	—
				資金の借入 (注) 2. 3.	699	短期借入金	11,097
				利息の支払 (注) 2. 3.	32	—	—
子会社	株式会社ダイテック	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注) 1.	158	—	—
				資金の借入 (注) 2. 3.	488	短期借入金	6,228
子会社	株式会社アイン信州	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注) 1.	130	—	—
				資金の借入 (注) 2. 3.	799	短期借入金	3,801
子会社	株式会社 西日本ファーマシー	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	資金の借入 (注) 2. 3.	291	短期借入金	2,566
子会社	株式会社葵調剤	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	資金の借入 (注) 2. 3.	1,919	短期借入金	1,919

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. グループ間の仕入及び経営指導の条件等については、市場相場等を参考として決定しております。
2. グループ間の資金貸借については、市場金利を参考として利率を決定しております。
3. グループ間の資金貸借に係る取引額については、当事業年度での純増減額を記載しております。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,180円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 172円16銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2021年6月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の改善及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式の取得を行います。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|--|
| ① 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 200,000株（上限） |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 1,400百万円（上限） |
| ④ 取得期間 | 2021年6月8日～2021年9月30日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引
(ToSTNeT-3)による買付け |

(3) 取得結果

上記決議に基づき、2021年6月8日に当社普通株式200,000株（取得価額1,400,000,000円）を取得し、当該決議に基づく自己株式の取得を終了しました。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

株式会社アインホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板垣 博 靖 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 照内 貴 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アインホールディングスの2020年5月1日から2021年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アインホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

株式会社インホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板垣博靖	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	照内貴	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インホールディングスの2020年5月1日から2021年4月30日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年5月1日から2021年4月30日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月30日

株式会社アインホールディングス監査役会

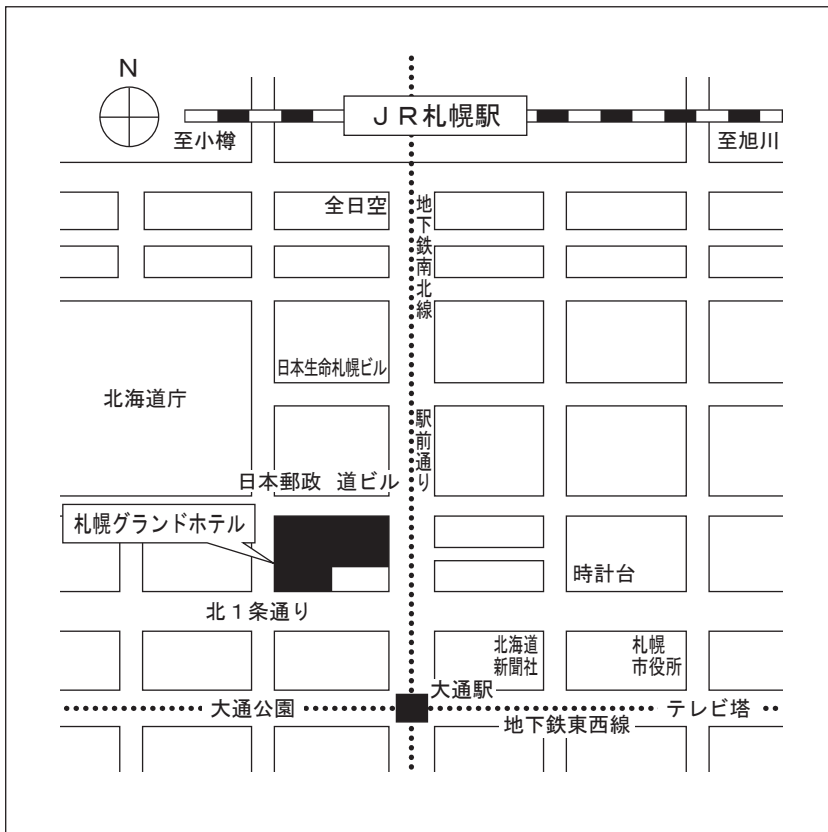
常勤監査役 川 村 幸 一 ㊞

社外監査役 居 林 彬 ㊞

社外監査役 村 松 修 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図



【交通機関】

J R 札幌駅より徒歩約10分

地下鉄（南北線、東西線）大通駅より徒歩約5分

（当日は駐車場の混雑も予想されますので、公共交通機関等をご利用
願います。）

札幌グランドホテル

2階「グランドホール」

札幌市中央区北1条西4丁目

Tel. 011 (261) 3311 (代)